

公益財団法人千里リサイクルプラザ定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、公益財団法人千里リサイクルプラザと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、地球環境保全の重要性にかんがみ、地球温暖化の防止等を含む循環型社会の構築・推進に関する事業を展開し、もって持続可能な社会への転換に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 啓発・普及活動等に関する事業
- (2) 市民研究等に関する事業
- (3) 講演・講座の開催等教育に関する事業
- (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の構成)

第5条 本法人の基本財産は、法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第24条第4項に規定する代表理事をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 5 第1項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 本法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において総理事及び総評議員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第14条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにそれらの附属明細書の承認
- （5）定款の変更
- （6）長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- （7）残余財産の処分

- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する者は、評議員会の開催日の1週間前までに、会の日時、場所、及び評議員会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第19条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するま

での者を選任することとする。

- 4 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名及び理事長がこれに記名押印する。

（評議員会規則）

第23条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第6章 役 員

（役員の設置）

第24条 本法人に、次の役員を置く。

- （1）理事 3名以上 15名以内
- （2）監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長1名、専務理事1名を置くことができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、第3項の副理事長及び専務理事をもって同法197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族、その他これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる政令で定める相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長及び専務理事は、この定款及び理事会の決議に基づき、その業務を執行する。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。また、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求めることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(就業及び利益相反取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の損害賠償責任の免除)

第32条 本法人は、役員的一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の規定の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第33条 本法人は、理事（業務執行理事又は本法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第32条の責任の免除及び第33条の責任限定契約の締結

(招集)

第36条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会を招集の手続きを経ることなく開催することができる。

5 第3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、理事長は、理事会招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき

(2) 第27条第1項第5号前段の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき

6 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は

監事は、臨時理事会を招集することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

5 前項の規定は、第 26 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

(理事会規則)

第 40 条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 12 条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第42条 本法人は、基本財産の滅失による本法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第43条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号により地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本法人が清算する場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第18号により地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 会 員

(会 員)

第45条 本法人に会員を置く。

- 2 会員は、本法人の目的に賛同する者とし、会員の種別、会費その他会員に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 事務局及び市民研究所

(事務局)

第46条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(市民研究所の設置)

第47条 本法人の目的を達成するため、市民研究所を置く。

- 2 市民研究所には所長及び所要の職員を置く。
- 3 所長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は理事長が任免する。
- 4 市民研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告方法)

第 48 条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、本法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする

3 本法人の最初の理事長は 岡本 昌則 とする。

4 本法人の最初の評議員は、以下に掲げる者とする。

犬伏 良司、内田 慶市、大江 尚子、岡上 敏彦、門脇 則子、小林 真一郎、
白飯 文人、杉谷 茂治、曾呂利 晴彦、高橋 司、西岡 昌佐子、丹羽野 和夫、三
浦 正紀、三輪 信哉

附 則

この定款は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。